

## ご利用にあたっての注意

### ●交通用福祉ICカードは、交付を受けた本人だけが利用できます。

- ・利用時は本人確認ができる証明書等を携帯し、駅係員等から請求があった場合は提示してください。
- ・本人以外が利用する等の不正を行った場合、券を回収するほか、以降の交付もできなくなることがあります。

### ●ポイントチャージ後の再発行はできません。

### ●申請後の券種の変更はできません。

### ●紛失した場合、払い戻しや新しいカードへの残額の移行はできません。 また、次回の交付時に発行手数料(500円)が交付額から減額されます。

### ●ICカードの不具合等で使えなくなった場合は、郵送受付センターにご連絡ください。

### ●現金でのチャージはしないでください。払い戻しは一切できません。

### ●シールを貼ったり、文字を書いたりしないでください。誤作動の原因になります。

### ●交通用福祉ICカードは、交通系ICカード全国相互利用サービス対象路線でご利用いただけます。 (例:福岡市地下鉄、西鉄バス、昭和バス、西鉄天神大牟田線・貝塚線、JR筑肥線・鹿児島本線、JR九州バスなど) ※一部利用できない駅があります。ご利用前に各駅にご確認ください。

### ●ICカードは交通専用です。店舗等で電子マネーとして使うことはできません。 (タクシーなど電子マネー決済を利用した乗車料金の支払いにも使用することはできません。)

### ●市外に転出した場合や、本人が死亡された場合は、郵送受付センターへ返還してください。

## ICカードは、毎年繰り返し使用します



あなた専用のカードとして番号※を登録済みですので、残額がなくなっても大切に保管してください。 ※カード裏面右下のFCから始まる17桁の番号で識別しています。

問い合わせ  
(通話無料)

高齢者乗車券郵送受付センター(24時間AIによる対応を試行中)

☎0120-502-633 FAX0120-880-219

平日 午前9時～午後5時(オペレーター対応可)

※問い合わせ時間の延長や回線混雑解消のため、話しかけるだけでご案内ができるAI電話によるご案内を試行導入しています。試行中は、24時間一般的なお問い合わせが可能です。

## 交通用福祉ICカードの利用方法



### ●お手元のICカード(令和2年度以降に交付されたカード)に、 交付額相当のポイントを付与しています。

### ●①地下鉄各駅の券売機(ICカード対応)または

### ②ポイントチャージ専用機でポイントをチャージ(入金)した上で、

ご利用ください。

チャージ場所は中面をご覧ください

- ・チャージ期間は、同封の「交付決定通知書」でご確認ください。
- ・交付決定日の1年後の月末までチャージできます(時期による減額はありません)。

## ポイントチャージの方法

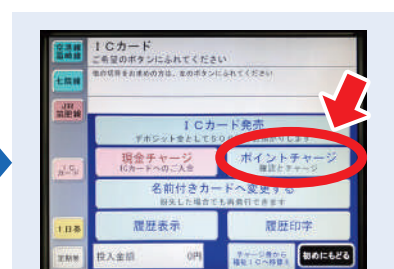


### ①地下鉄各駅の券売機(ICカード対応)を利用する場合

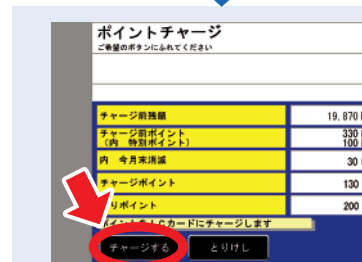


#### ①ICカードを入れる

- ・画面に触れる必要はありません。
- ・カードが袋に入っている場合は、袋から出して券売機に入れてください。



#### ②「ポイントチャージ」を選ぶ



#### ③「チャージする」を選ぶ



#### ④ICカードを取る

できるだけ  
朝夕の混雑時を  
避けて  
ご利用ください

### ②ポイントチャージ専用機を利用する場合



★トレイにICカードを置く  
※ICカードケースにストラップなどがある場合は、ケースから出してください。



★「黒い持ち手」を持って  
ふたを下におろす



★「チャージ」のボタンを押す  
チャージが完了したら  
自動でふたが上がり